

焼却施設の維持管理計画

項目	内容
産業廃棄物の受入方法	<p>搬入される産業廃棄物は、当該処分場で処理できる種類以外のものの混入を未然に防止するため、次のとおり管理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車両から産業廃棄物を荷下ろしする前に、管理者等の目視により処分できる種類のものであることを確認します。 2. 処分できる産業廃棄物以外の産業廃棄物が混入されないようするため、排出事業者及び収集運搬業者との連絡を密にし、多様化する廃棄物の処理対象毎の分別や有害物質等の除去等をより円滑に行える方法を確立していくものとします。 3. 搬入した廃棄物は種類別に各種ストックヤード及び各種タンクに保管します。 4. 排出事業者並びに産業廃棄物の種類、性状及び特性を契約書、マニフェスト等で確認するとともに、これらが不明の場合は当該廃棄物を受け入れません。
飛散・流出及び悪臭防止	<p>搬入された産業廃棄物が飛散・流出し又は悪臭を飛散させないよう、種類別に各種ストックヤード、ピット及びタンク類に保管します。</p>
防災対策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災の発生を未然に防止するために作業指導等必要な措置を講ずるとともに消火器を配置します。 2. プラント内での火気の使用は厳禁とし、その旨を立て札等で主要箇所に表示します。 3. 消火器は常に適切な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう年1回の点検整備を行います。
害虫等の発生防止	<p>蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清掃を保持します。</p>
騒音・振動及び粉じん防止	<p>焼却施設において最大の騒音・振動発生施設は排ガスファンですが、現状において生活環境に支障を及ぼしていないことから、今後も当該施設の騒音・振動は問題ないと考えます。</p> <p>粉じんに関しては廃棄物の受け入れ時及び焼却炉への投入時等に飛散することのないように散水を行い、粉じん発生の防止に努めます。</p>
搬入通路の安全、衛生の確保等	<ol style="list-style-type: none"> 1. トラック・タイヤショベル等の往来は、決められた作業動線に準じて行き、かつ運転手・作業員及びプラント管理者が常に周囲の状況を把握しながら作業を行うことにより安全の確保を図ります。 2. 搬入通路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに必要に応じ補修等を行います。
処理能力の管理	<p>焼却施設への産業廃棄物の搬入及び投入は、施設の保管能力及び処理能力を超えないように管理します。</p>
機能検査等	<p>施設の正常な機能を維持管理するため、定期的に点検及び機能検査を行います。日常的な点検の他に技術管理者による定期的な機能点検及び機能検査を月1回行います。日常的な点検は目視及び処理施設の計器類による点検を主とし、機能検査は補修箇所や消耗品交換のための点検を重点としたものとし、補修や部品等の交換の記録を保管します。</p>

項目	内容																		
異常事態への対応	<p>施設から万が一異常な事態が生じた場合は直ちに当該施設の運転を停止し、総合振興局、町、消防署及び警察署等、関係する機関への連絡を行い、生活環境保全上必要な措置を講じます。</p> <p>施設に破損が生じた場合には、直ちに補修等の措置を講じます。</p>																		
事故の防止	<p>作業等に伴う事故の発生を未然に防止するための巡視、監視及び点検を実施します。</p>																		
作業時間	<p>作業時間は、原則として午前8時から午前0時までの16時間とします。</p>																		
記録の保持	<ol style="list-style-type: none"> 1. 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成します。 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>1-1. 排出ガス</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ばいじん濃度</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td> 硫酸化物濃度</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td> 窒素酸化物濃度</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td> 塩化水素濃度</td> <td>年2回</td> </tr> <tr> <td> ダイオキシン類濃度</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>1-2. 燃え殻、ばいじん(飛灰)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ダイオキシン類濃度</td> <td>年1回</td> </tr> <tr> <td>1-3. 排ガス温度、CO濃度</td> <td>常時</td> </tr> </table> 2. 1に規定する記録及び帳簿については、年度ごとに閉鎖して廃止までの間保存します 3. 廃棄物搬入の記録は、廃棄物内容別、搬入者別、車両、氏名、地域別に分類記録し整理保管するものとします。また排ガス温度、CO濃度は常時、チャート紙に記録し、廃棄物搬入の記録同様に保存します。 	1-1. 排出ガス		ばいじん濃度	年2回	硫酸化物濃度	年2回	窒素酸化物濃度	年2回	塩化水素濃度	年2回	ダイオキシン類濃度	年1回	1-2. 燃え殻、ばいじん(飛灰)		ダイオキシン類濃度	年1回	1-3. 排ガス温度、CO濃度	常時
1-1. 排出ガス																			
ばいじん濃度	年2回																		
硫酸化物濃度	年2回																		
窒素酸化物濃度	年2回																		
塩化水素濃度	年2回																		
ダイオキシン類濃度	年1回																		
1-2. 燃え殻、ばいじん(飛灰)																			
ダイオキシン類濃度	年1回																		
1-3. 排ガス温度、CO濃度	常時																		
維持管理記録の閲覧方法	<p>閲覧方法は管理事務所で平常時(月曜日～土曜日)AM8:30～PM4:30まで閲覧及びホームページ上で公開します。</p> <p>※ ただし、連続記録計による記録(燃焼ガス温度・集じん器に流入する燃焼ガスの温度・排ガス中の一酸化炭素濃度)については管理事務所での閲覧のみと致します。</p>																		
排ガス中のばい煙濃度及びダイオキシン類濃度	<table border="0" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">【施設設計値】</th> <th style="text-align: center;">【達成目標値】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん(g/Nm³)</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> <td style="text-align: center;">0.04</td> </tr> <tr> <td>硫酸化物(ppm)</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物(ppm)</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>塩化水素(mg/Nm³)</td> <td style="text-align: center;">178</td> <td style="text-align: center;">178</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類(ng/m³-TEQ)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table>		【施設設計値】	【達成目標値】	ばいじん(g/Nm ³)	0.04	0.04	硫酸化物(ppm)	49	49	窒素酸化物(ppm)	100	100	塩化水素(mg/Nm ³)	178	178	ダイオキシン類(ng/m ³ -TEQ)	4	4
	【施設設計値】	【達成目標値】																	
ばいじん(g/Nm ³)	0.04	0.04																	
硫酸化物(ppm)	49	49																	
窒素酸化物(ppm)	100	100																	
塩化水素(mg/Nm ³)	178	178																	
ダイオキシン類(ng/m ³ -TEQ)	4	4																	